



少年の薬物乱用

昨年中に県内で薬物事犯により警察が検挙した少年は79人で、違反種別では、覚醒剤事犯は6人（前年対比+3人）、大麻事犯が70人（前年対比+31人）、麻薬等事犯が3人（前年対比+3人）でした。

薬物乱用の危険性

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、快感が得られたりストレスが解消されたりしますが、その体験が「依存性」を形成し、より強く薬物を求めるようになります。

薬物の乱用により、精神と身体の両面が致命的に破壊され、最悪の場合、死に至ることもあります。

また、薬物の使用を止めた後でも、長い期間にわたって後遺症に悩まされるという危険性もあります。

